

## 民事裁判利用に関する国民の皆さまへのアンケート調査

【調査企画】

【調査研究代表者】

【調査実施】

民事紛争全国調査・訴訟行動調査班

東京大学教授 ダニエル・H・フット

社団法人 中央調査社

このたびは、アンケート調査にご協力ありがとうございます。

- ・ 私どもは、21世紀の日本の民事裁判制度の改善に役立てるための研究をしている、法学の研究者グループです。公的な研究費を頂いて国民の皆さまのご意見をおうかがいしております。ご多用中とは存じますが、よろしくお願い申し上げます。
- ・ このアンケート調査にかかる時間はおよそ20分程度と存じます。あなたが民事裁判や弁護士の利用について、どのようにお感じになり、どのようなことをお考えになっているかをお聞きするものですので、正解といったものはございません。民事裁判や弁護士の利用についてのお気持ちを率直にお答えください。質問事項だけでは意に満たない点がございましたら、末尾のコメント欄にご記入になって、私どもにご教示くださいますようお願い申し上げます。
- ・ このアンケート調査の結果は、数値化して統計的に分析いたします。したがって、研究成果からあなたのお名前やご回答内容が特定されることは絶対にありません。
- ・ ご回答は、黒または青の筆記用具でお願いします。あてはまる数字や記号を○で囲んでいただく場合と、数字や文章を記入していただく場合があります。
- ・ ご記入いただきましたアンケートは、月 日 ( ) までに私 \_\_\_\_\_ が受け取りにうかがいますのでよろしくお願いいたします。

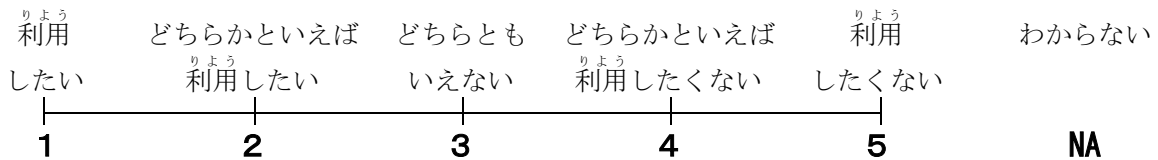
問1 (1) あなたご自身はこれまでの人生で、民事の裁判の経験はありますか。あてはまる番号に○を付けてください。経験した場合には、その回数を( )の中にご記入ください。

- 1 なかった
- 2 あった ⇒ ( ) 回
- 3 わからない

(2) これまでの人生で、裁判所での民事調停の経験はありますか。あてはまる番号に○を付けてください。経験した場合には、その回数を( )の中にご記入ください。

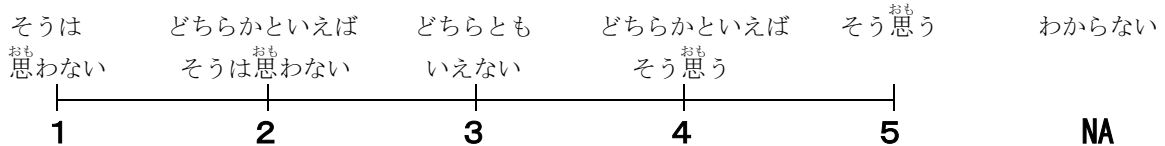
- 1 なかった
- 2 あった ⇒ ( ) 回
- 3 わからない

問2 あなたは将来、重大な問題に直面したら、民事裁判を利用したいと思いませんか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

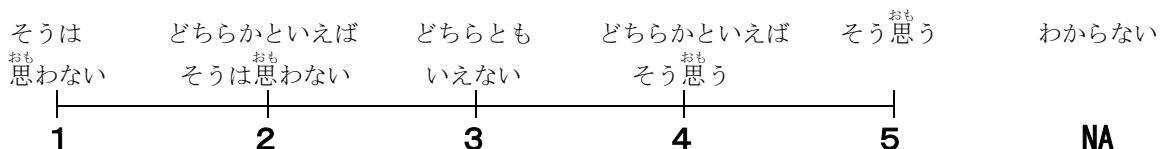


問3 あなたの民事裁判に対するイメージはどのようなものですか。以下の点についてあてはまる程度でお答えください。

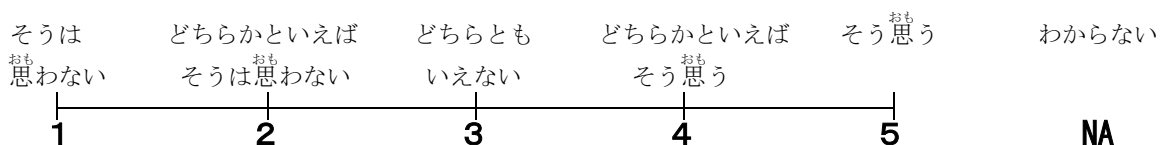
(1) あなたは「民事裁判には費用がたくさんかかる」と思いませんか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



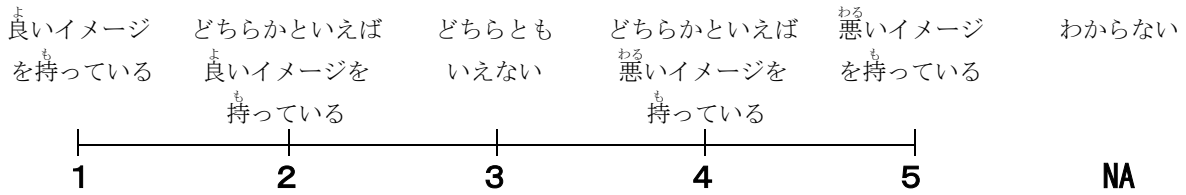
(2) あなたは「民事裁判には長い時間がかかる」と思いませんか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



(3) あなたは「民事裁判をすることには多くの精神的疲労（ストレス）がともなう」と思いませんか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



(4) あなたは、裁判所に良いイメージをお持ちですか、悪いイメージをお持ちですか。  
もっともあてはまるもの1つを選んでください。



問4 あなたが裁判利用を考慮しなくてはならないような問題に直面したとします。  
 民事裁判の前に、相手方と紛争解決のために、直接会って交渉（話し合い）をすると  
 思いますか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 自分の弁護士と一緒に相手方と交渉（話し合い）をと思う
- 2 弁護士以外の人と一緒に相手方と交渉（話し合い）をと思う
- 3 自分だけで交渉（話し合い）をと思う
- 4 相手方と交渉（話し合い）をしないと思う
- 5 わからない

問5 あなたが民事裁判利用を考慮しなくてはならないような問題に直面したとします。  
 その際、弁護士へ相談をしますか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- 1 弁護士には相談しないと
- 2 一人の弁護士だけに相談する
- 3 一人の弁護士だけではなく別の弁護士にも相談する
- 4 わからない

問6 あなたが民事裁判利用を考慮しなくてはならないような問題に直面したとします。  
 その際、弁護士以外で、事件について相談しようと思う人はいますか。あてはまる  
 ものすべてに○を付けてください。

- 1 各種相談機関（例：交通事故紛争処理センター、国や市町村などの法律相談など）
- 2 警察・警察官
- 3 司法書士
- 4 税理士
- 5 公認会計士
- 6 保険会社
- 7 職場の同僚・上司など（労働組合を含む）
- 8 有力者（政治家や名望家など）
- 9 上記以外の家族・親戚
- 10 上記以外の友人・知人
- 11 その他：具体的に（ ）

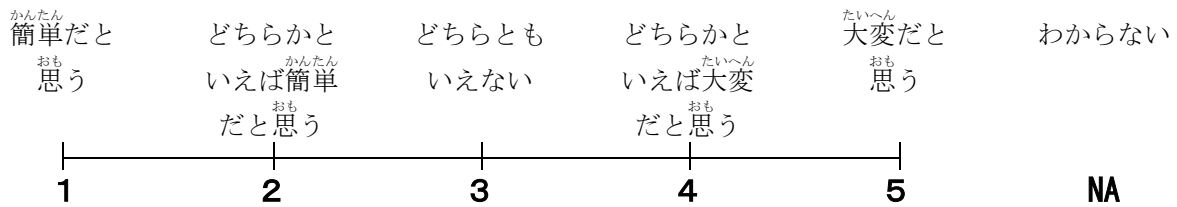
問7 あなたが民事裁判利用を考慮しなくてはならないような問題に直面したとします。

次の問いにお答えください。

- (1) 民事裁判は弁護士なしでも利用することができます。あなたは民事裁判をするとき、  
 弁護士に依頼したいと思いませんか、それとも弁護士なしで自分自身で民事裁判をしたい  
 と思いませんか。あてはまるもの1つに○を付けてください。

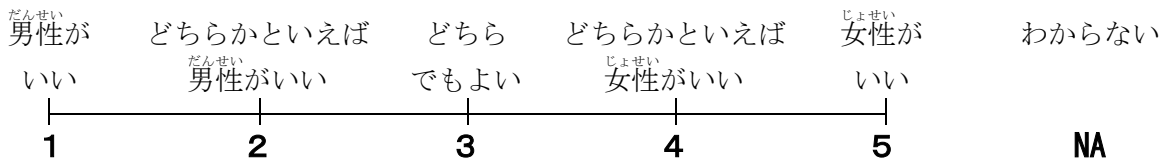
- 1 弁護士なしで自分自身で民事裁判をしたい
- 2 弁護士に民事裁判を依頼したい
- 3 わからない

- (2) 弁護士を見つけるのは簡単だと思いませんか、大変だと思いませんか。あてはまる程度  
 で1つだけお答えください。



問8 あなたが民事裁判を弁護士に依頼することになったとします。

民事裁判を依頼する弁護士は、男性がいいですか、女性がいいですか。あてはまる  
 程度で1つだけお答えください。



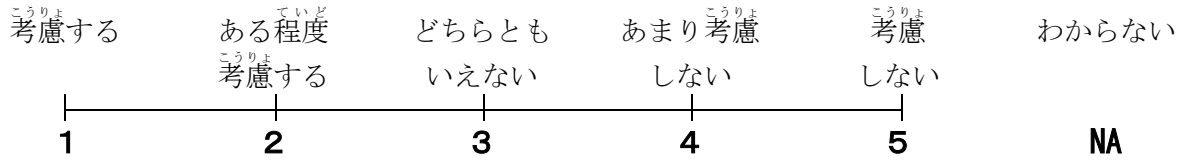
問9 あなたが民事裁判を弁護士に依頼することになったとします。

あなたは弁護士を、どのように見つけますか。決め手となるであろうもの1つに  
 しばってお答えください。

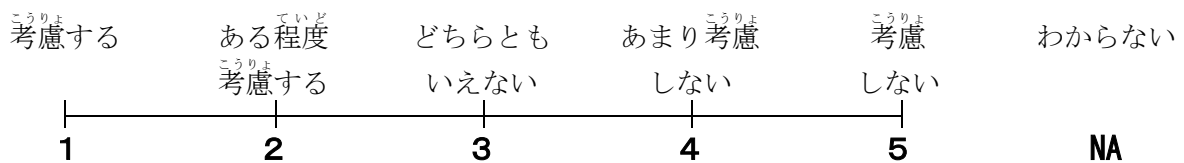
- |   |  |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 以前からの知り合いである弁護士に<br/>依頼する</li> <li>2 家族・親戚である弁護士に依頼する</li> <li>3 家族・親戚のついでで見つける</li> <li>4 友人のついでで見つける</li> <li>5 職場のついでで見つける</li> <li>6 他の弁護士に紹介してもらおう</li> <li>7 弁護士会の法律相談で見つける</li> <li>8 弁護士会以外の法律相談で見つける</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>9 電話帳（タウンページ）で見つける</li> <li>10 広告を見て見つける</li> <li>11 インターネットで検索して見つける</li> <li>12 著書によって見つける</li> <li>13 新聞記事やテレビで目にした弁護士<br/>に依頼する</li> <li>14 その他：内容をご記入ください<br/>( )</li> <li>15 わからない</li> </ol> |
|---|--|

問10 あなたが民事裁判を弁護士に依頼することになったとします。  
 その弁護士を選ぶ際に以下の事項についてどの程度考慮しますか。あてはまる程度  
 でお答えください。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。

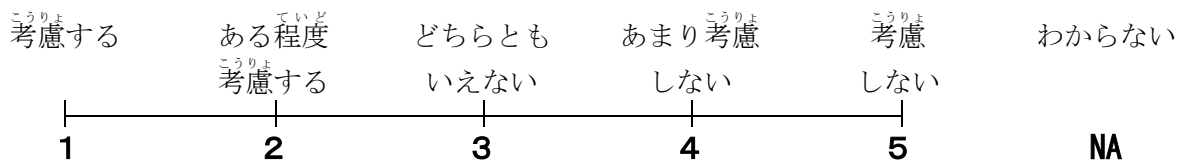
(1) 弁護士の人柄



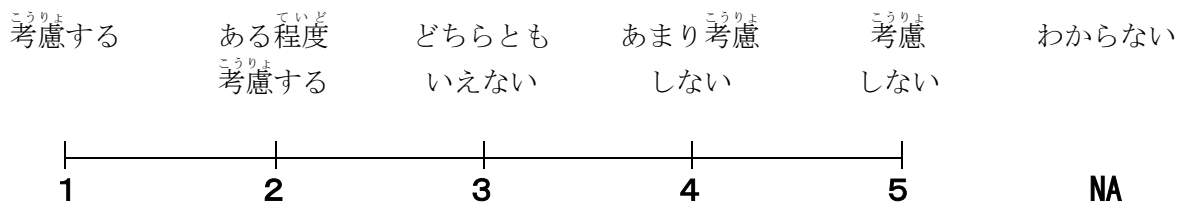
(2) 弁護士の能力



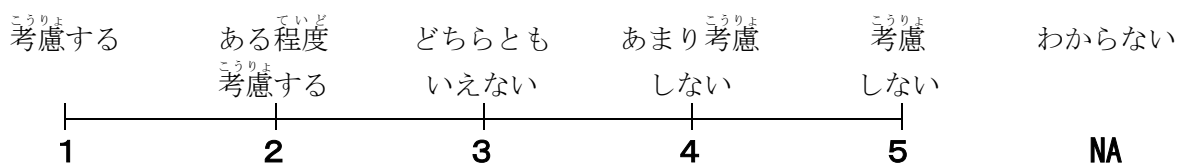
(3) 弁護士の専門分野



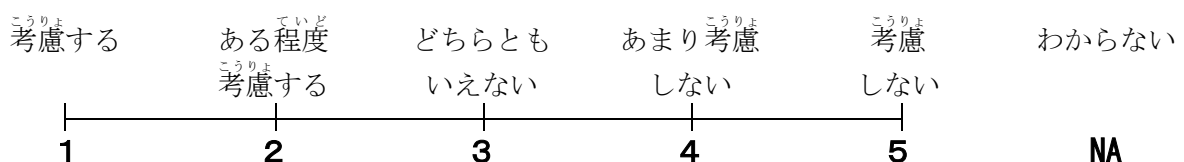
(4) 弁護士の評判



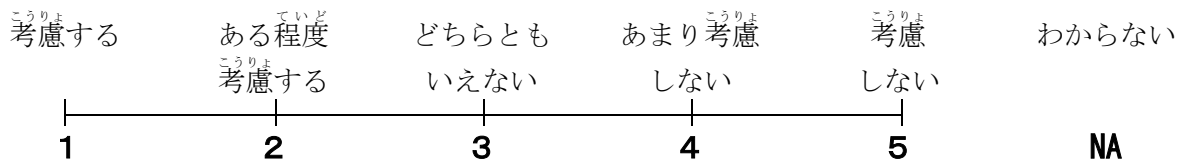
(5) 弁護士費用



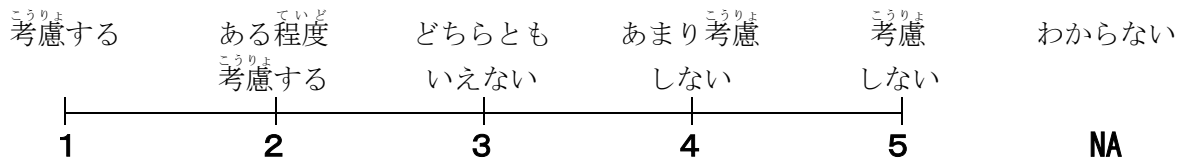
(6) 相談のときに親身になって話を聞いてくれること



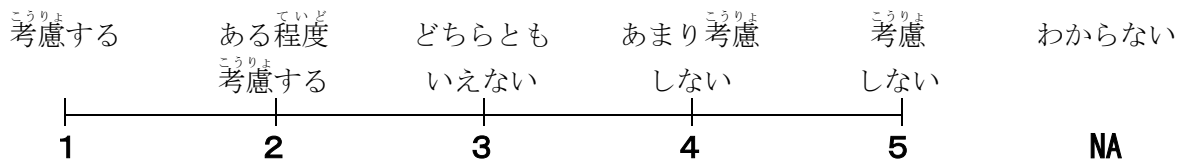
(7) 紹介してくれる人への義理



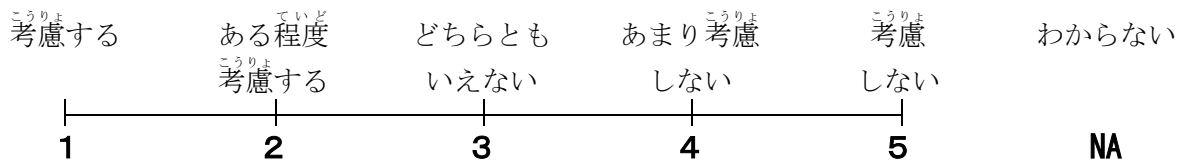
(8) 紹介してくれる人や機関が信頼できること



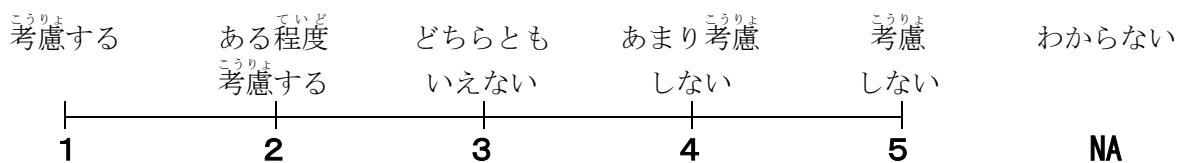
(9) 以前からその弁護士を個人的に知っていること



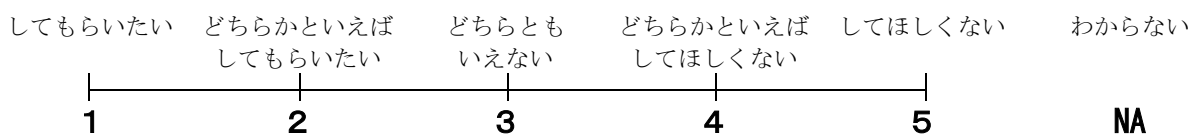
(10) 勝てそうだと言ってくれること



(11) 他に選べる弁護士がないこと



問11 あなたが民事裁判を弁護士に依頼することになったとします。  
民事裁判を依頼する弁護士に、民事裁判が始まる前に相手方との交渉（話し合い）を  
してもらいたいですか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

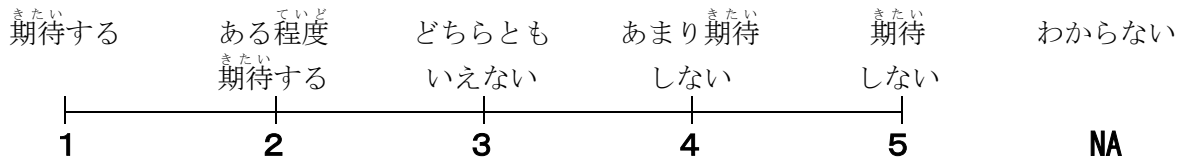


問12 あなたが<sup>じゅうだい もんだい ちよくめん</sup>重大な問題に直面したとします。<sup>みんじさいばん</sup>民事裁判になるかもしれないと<sup>かんが</sup>考えるようになってから、<sup>じっさい みんじさいばん はじ</sup>実際に民事裁判が始まるまでどのくらい<sup>じかん</sup>時間がかかるとおもうか。もっともあてはまるもの1つを<sup>えら</sup>選んでください。

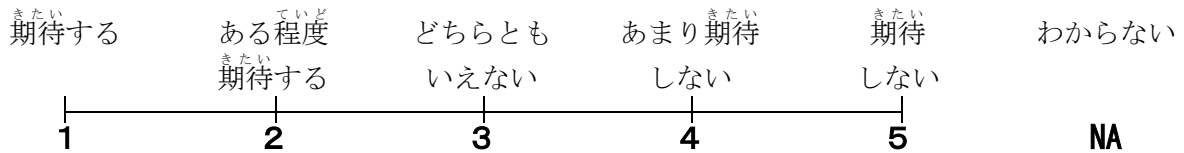
- |   |  |   |                           |
|---|--|---|---------------------------|
| 1 | <sup>かげつみまん</sup> 3ヶ月未満                        | 4 | <sup>ねんいじょう</sup> 1年以上かかる |
| 2 | <sup>かげつ</sup> 3ヶ月～ <sup>かげつみまん</sup> 6ヶ月未満かかる | 5 | わからない                     |
| 3 | <sup>かげつ</sup> 6ヶ月～ <sup>ねんみまん</sup> 1年未満かかる   |   |                           |

問13 あなたが<sup>みんじさいばんりょう こうりよ</sup>民事裁判利用を考慮しなくてはならないような問題に<sup>もんだい ちよくめん</sup>直面し、<sup>みんじさいばん</sup>民事裁判を起こすと<sup>おき</sup>決めたとします。<sup>みんじさいばん なに</sup>民事裁判に何を<sup>きたい</sup>期待しますか。以下の事項についてあてはまる<sup>ていど</sup>程度で<sup>こた</sup>お答えください。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを<sup>えら</sup>選んでください。

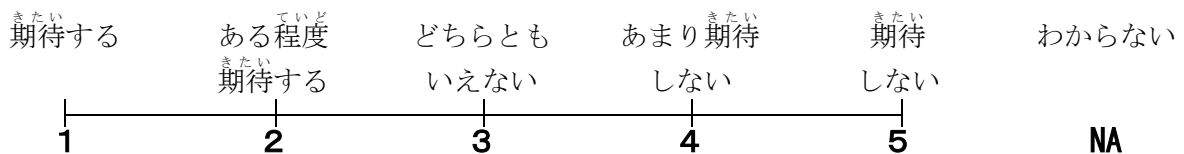
(1) <sup>しゃかいせいぎ</sup>社会正義を<sup>じつげん</sup>実現すること



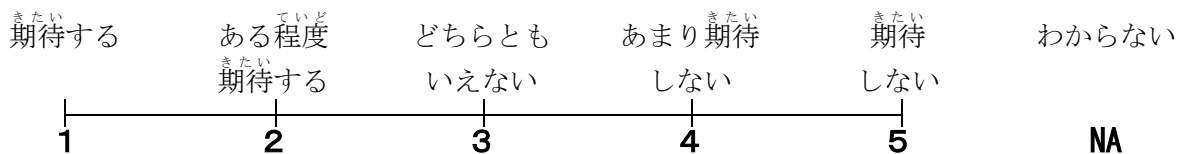
(2) <sup>じぶん</sup>自分の<sup>けんり</sup>権利を<sup>まも</sup>守ること



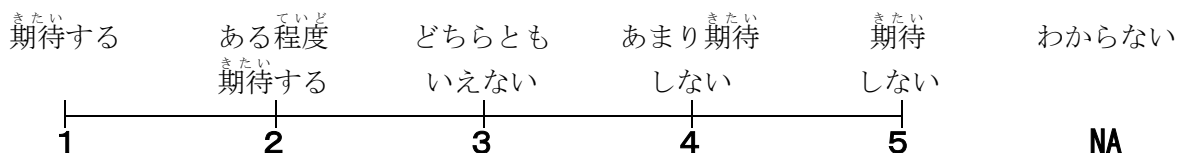
(3) <sup>ふんそう</sup>紛争を<sup>はや</sup>早く<sup>かいけつ</sup>解決すること



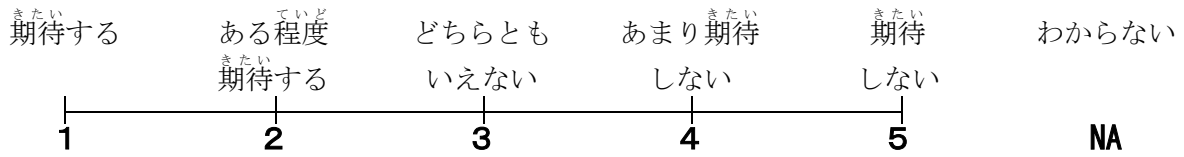
(4) <sup>あいて</sup>相手と<sup>はな</sup>話し合いの<sup>あ</sup>場を<sup>もつ</sup>もつこと



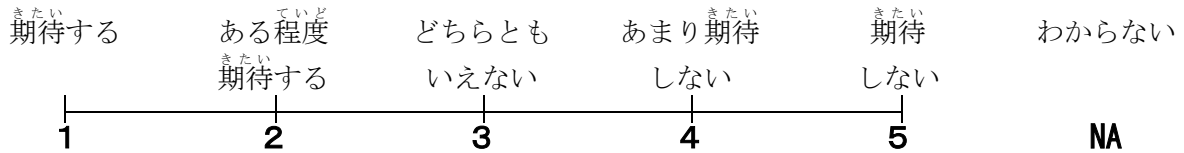
(5) <sup>あいて</sup>相手との<sup>かんけい</sup>関係を<sup>しゅうふく</sup>修復すること (仲直り)



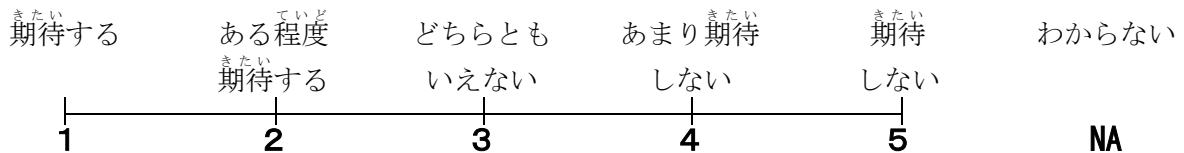
(6) (民事裁判によって) 白黒をはっきりさせること



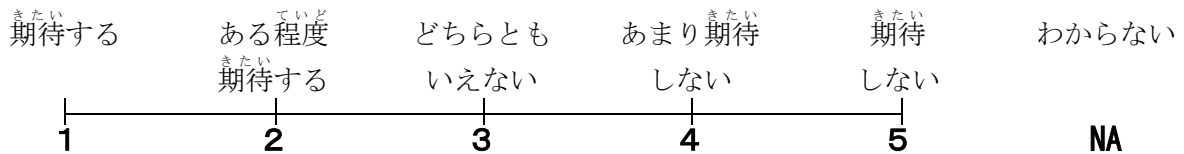
(7) 自分の利益を守ること



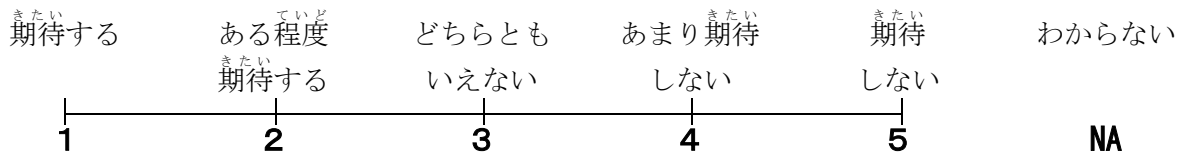
(8) 相手をこらしめること



(9) 相手に非を認めさせること

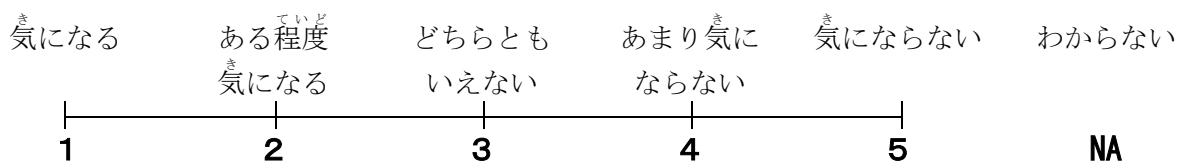


(10) 裁判官に話を聞いてもらうこと



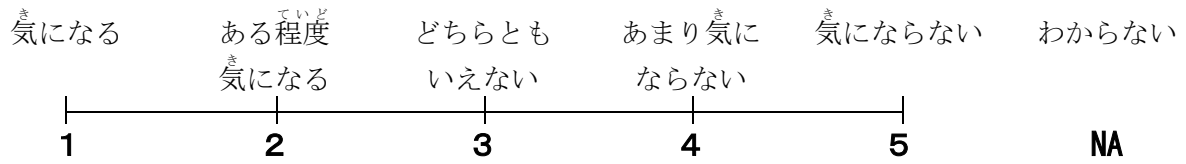
問14 あなたが民事裁判利用を考慮しなくてはならないような問題に直面したとします。民事裁判を利用するかどうか考慮する際に、以下の事項はどの程度気になりますか。あてはまる程度でお答えください。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。

(1) 民事裁判にかかるお金

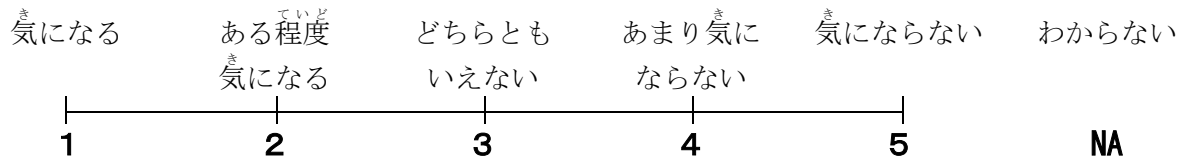




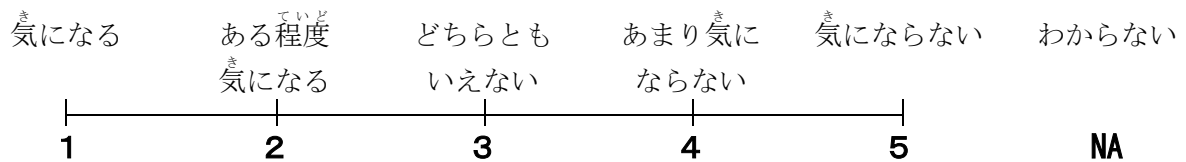
(2) 民事裁判にかかる時間



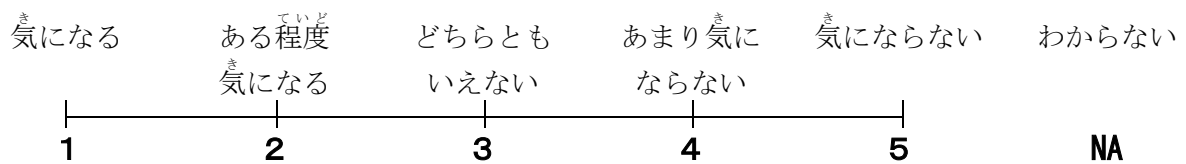
(3) 民事裁判に勝つ見込み



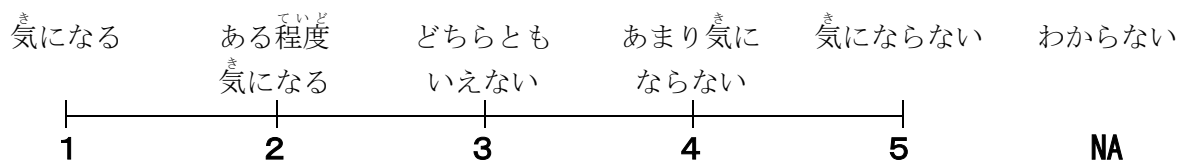
(4) 民事裁判に勝っても相手方がしたがわない可能性



(5) 家族や勤務先・近所の人の受けとめ方



(6) 民事裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性



問15 民事裁判にかかるお金を弁護士に支払うときの、以下の内訳項目についてご存知ですか。以下の事項についてお答えください。

(1) 弁護士費用と裁判所に納める費用の区別

もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1 よく知っている | 3 あまり知らない |
| 2 知っている   | 4 知らない    |

(2) 弁護士報酬と弁護士実費の区別

もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1 よく知っている | 3 あまり知らない |
| 2 知っている   | 4 知らない    |

(3) 訴訟救助制度（裁判所に納める申立手数料の支払いを猶予してもらう制度）

もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1 よく知っている | 3 あまり知らない |
| 2 知っている   | 4 知らない    |

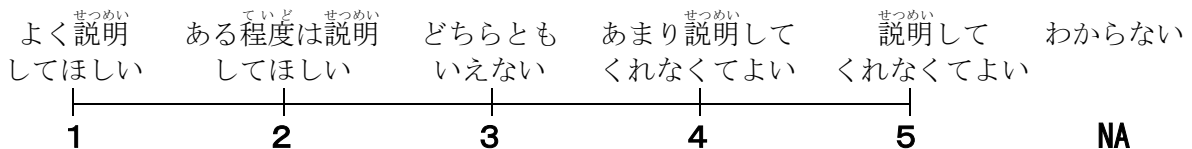
(4) 法律扶助制度（弁護士費用を立て替えてくれる制度）

もっともあてはまるもの1つを選んでください。

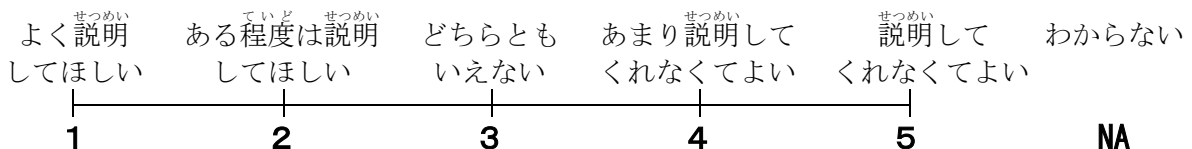
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1 よく知っている | 3 あまり知らない |
| 2 知っている   | 4 知らない    |

問16 あなたが民事裁判を弁護士に依頼することになったとします。  
あなたはその弁護士に、以下の事項についてどの程度説明してほしいですか。  
それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。

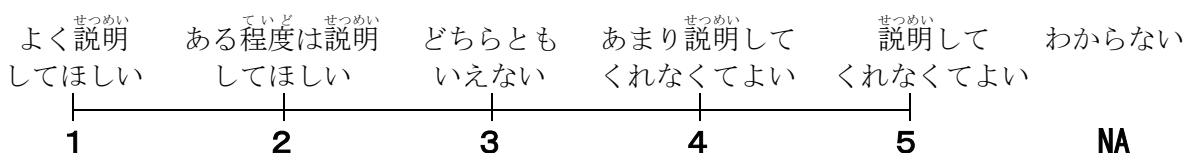
(1) 民事裁判の見通し



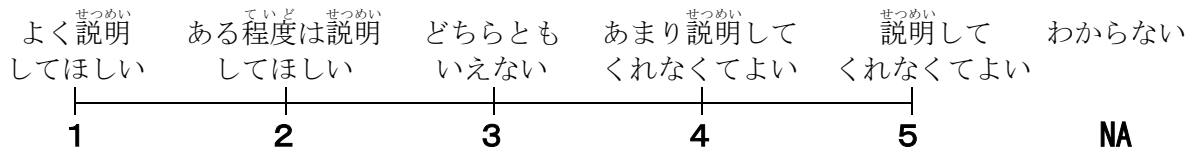
(2) 弁護士費用



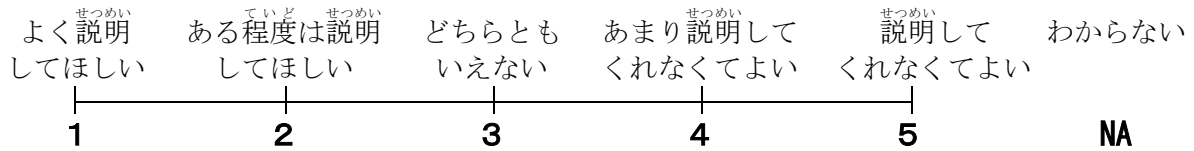
(3) 訴訟救助制度（裁判所に納める申立手数料の支払いを猶予してもらう制度）



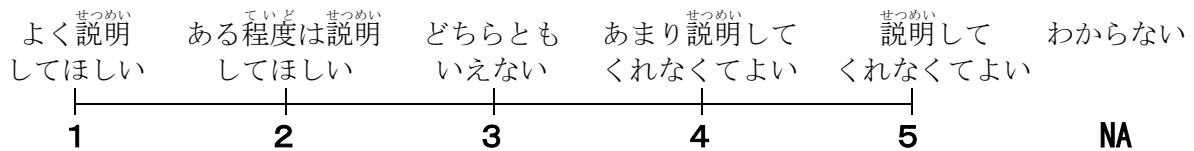
(4) 法律扶助制度（弁護士費用を立て替えてくれる制度）



(5) 弁護士費用と裁判所に納める費用の区別



(6) 弁護士報酬と弁護士実費の区別

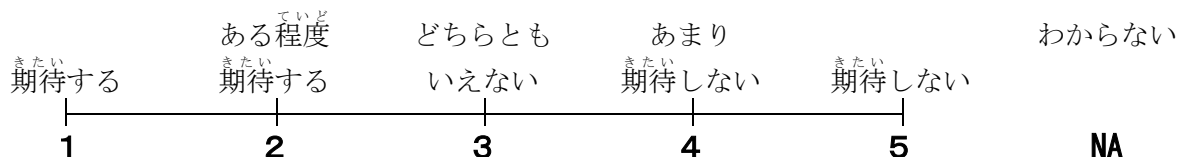


問17 あなたが民事裁判を弁護士に依頼することになったとします。民事裁判を起こした後、  
 弁護士に民事裁判の進み具合についてどの程度ひんぱんに（直接会って、または電話  
 で）説明してほしいですか。 もっともあてはまるもの1つを選んでください。

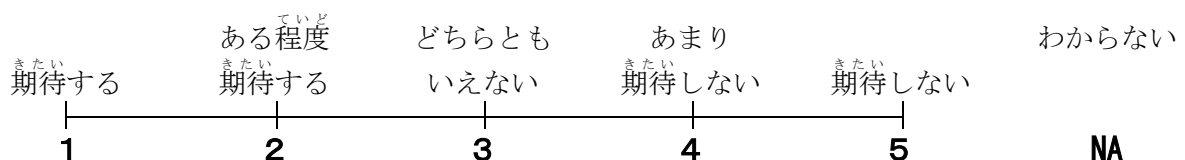
- 1 民事裁判が開かれるたびに説明してほしい
- 2 数回民事裁判が開かれるごとに説明してほしい
- 3 民事裁判が終わるまでほとんど説明してくれなくてよい
- 4 まったく説明してくれなくてよい
- 5 わからない

問18 あなたが民事裁判を弁護士に依頼することになったとします。弁護士について、以下  
 の事項をどの程度期待しますか。 それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを  
 選んでください。

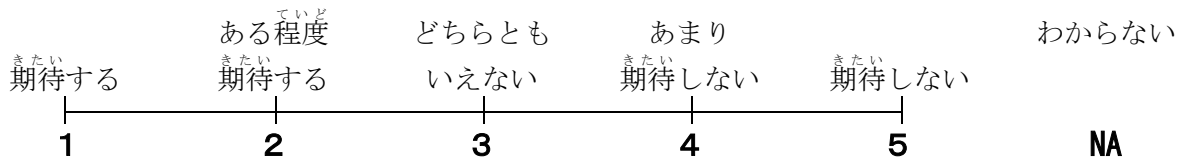
(1) あなたの気持ちを親身になって理解しようとする



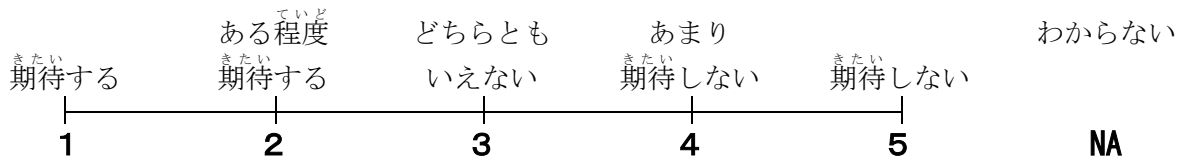
(2) 事件の法律的な説明を、あなたにとってわかりやすくしてくれること



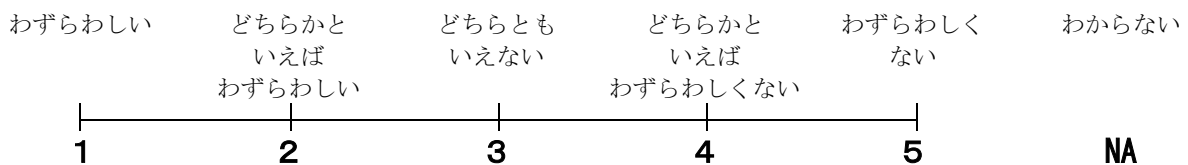
(3) 相手方を含め、紛争当事者全員にとって良い解決を考えてくれること



(4) 当事者になっていない家族や関係者への配慮をしてくれること

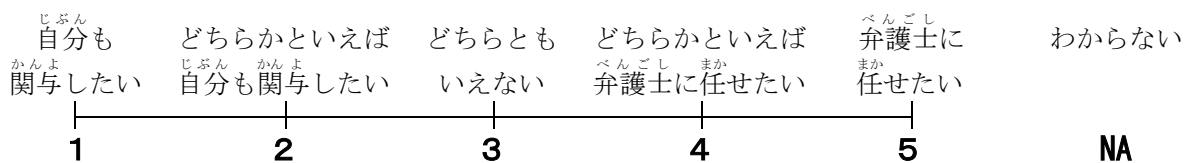


問19 あなたは自分が当事者（原告や被告）として民事裁判にかかわることを、わずらわしいと感じますか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

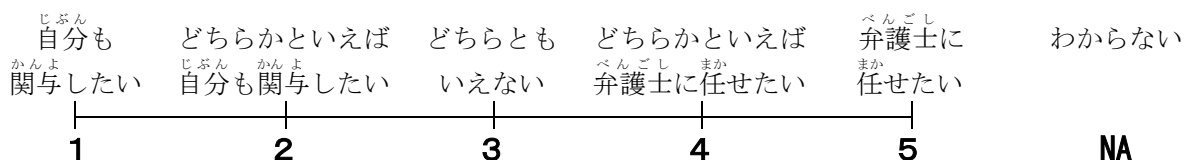


問20 あなたが民事裁判を弁護士に依頼することになったとします。裁判手続きにあなたは自分で関与したいと思いませんか、弁護士に任せたいと思いませんか。以下の事項のそれぞれについて、あてはまるもの1つに○を付けてください。

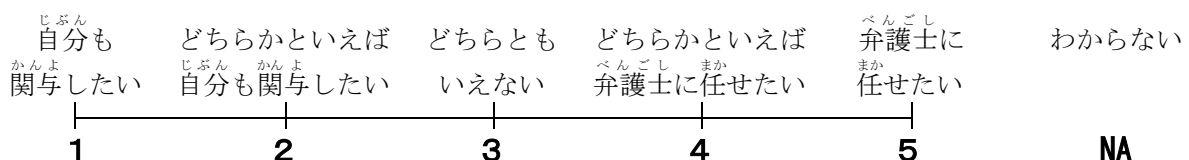
(1) 事実や証拠を集めること



(2) 法的な主張や請求、反論を組み立てること

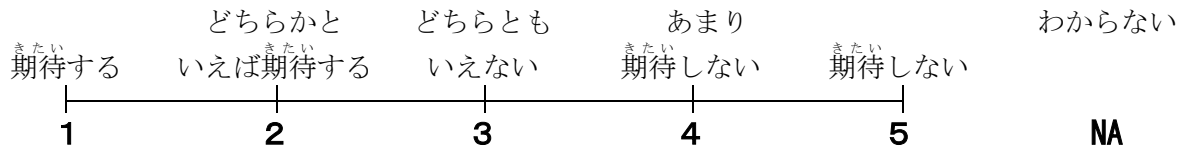


(3) 民事裁判手続き内での和解のための相手方との話し合い

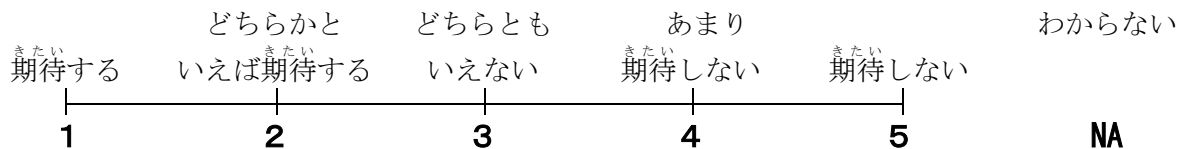


問21 あなたが民事裁判利用を考慮しなくてはならないような問題に直面し、民事裁判を起こすと決めたとします。以下の事項につき、裁判官にあなたはどのような期待をしますか。あてはまる程度でお答えください。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。

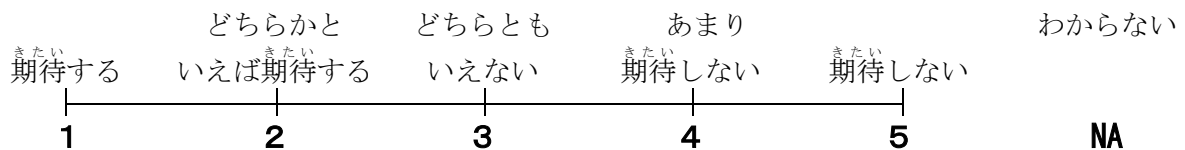
(1) 裁判官がよく話を聞いてくれること



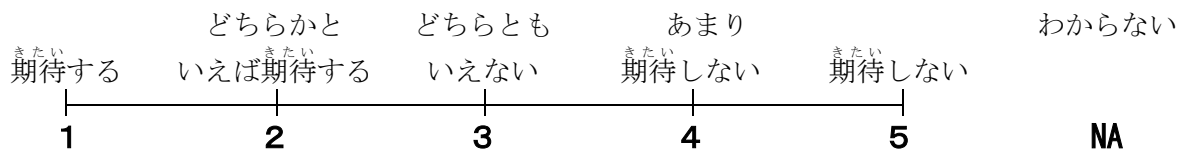
(2) 裁判官が問題とその背景をよく理解してくれること



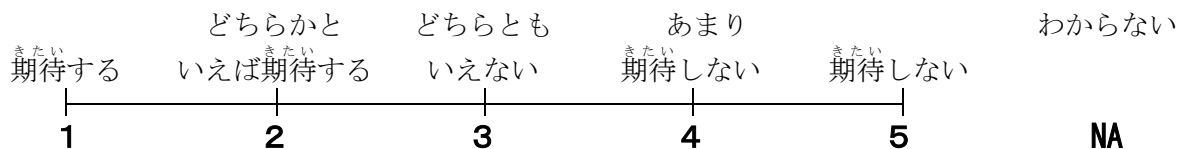
(3) 裁判官がわかりやすく話してくれること



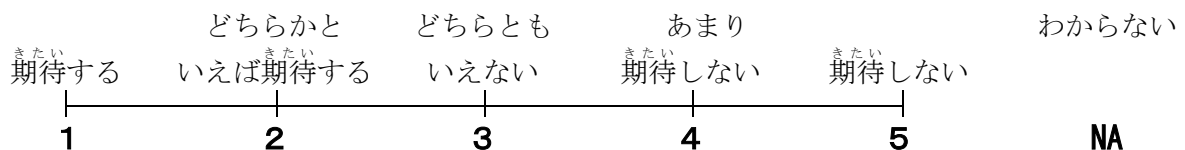
(4) 裁判官が中立であること



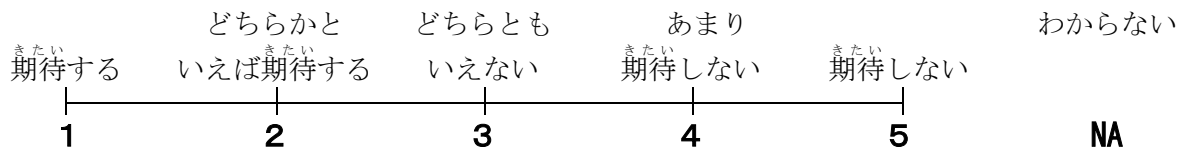
(5) 裁判官が和解を勧めてくれること



(6) 裁判官が早く判決を出してくれること

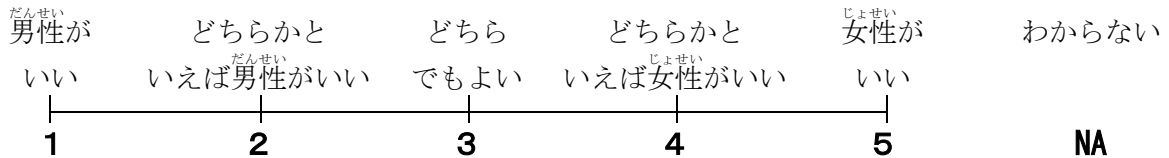


(7) 裁判官には権威をもって振る舞ってほしい



問22 担当の裁判官についてのあなたの希望をお聞きします。

(1) 担当の裁判官は、男性の方がいいですか、女性の方がいいですか。



(2) 担当の裁判官の年齢は、いくつぐらいがいいですか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

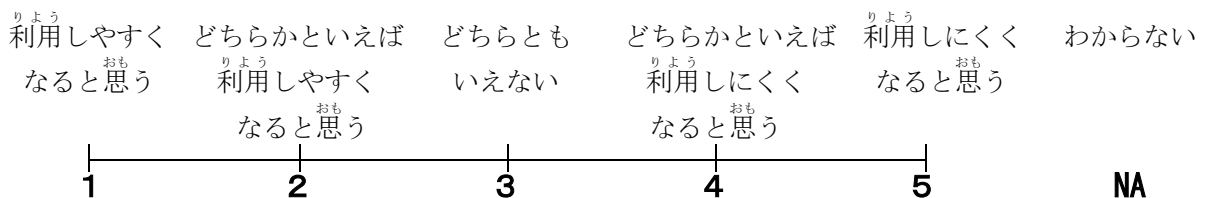
- |   |      |   |       |
|---|------|---|-------|
| 1 | 20才代 | 4 | 50才代  |
| 2 | 30才代 | 5 | 60才代  |
| 3 | 40才代 | 6 | わからない |

問23

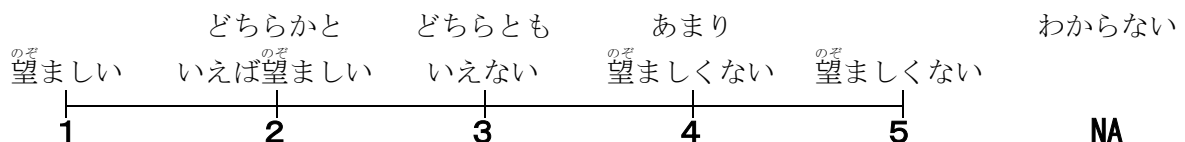
1990年（平成2年）までは毎年約500名が司法試験に合格して法律家となっていました。法科大学院が新設され、現在では毎年約1500名が司法試験に合格するようになっています。予定では数年後から約3000名が毎年法律家になります。

これに関するあなたのご意見を以下の事項についてお聞きします。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。

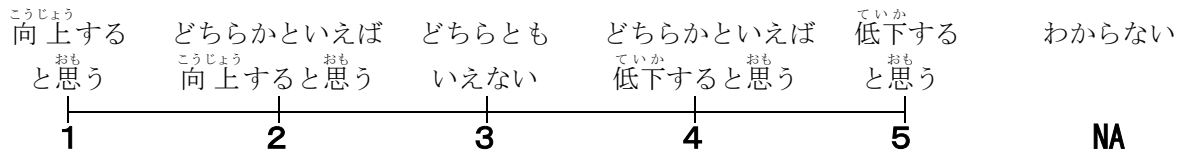
(1) あなたは、法律家の数が増加して、民事裁判を利用しやすくなるとおもうか、利用しにくくなるとおもうか。



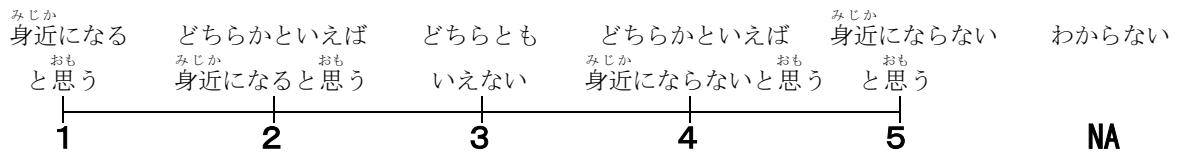
付問. もし民事裁判を利用しやすくなるとしたら、あなたはそのことを望ましいと思えますか、望ましくないと思えますか。



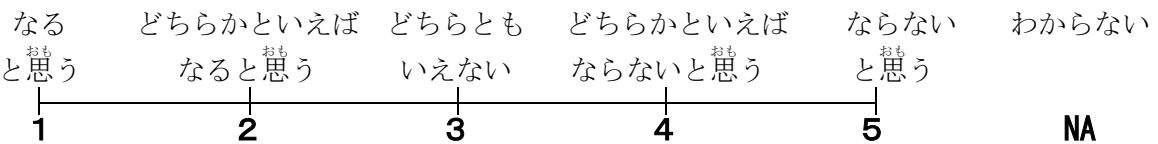
(2) あなたは、法律家の数が増加して法律家の平均的な質が今より向上すると思いますか、低下すると思いますか。



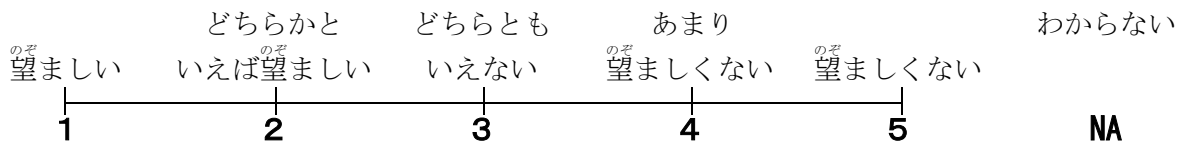
(3) あなたは、法律家の数が増加して、弁護士が身近になると思いますか、ならないと思いますか。



(4) あなたは、法律家の数が増加すると、日本が訴訟社会になると思いますか、訴訟社会にはならないと思いますか。

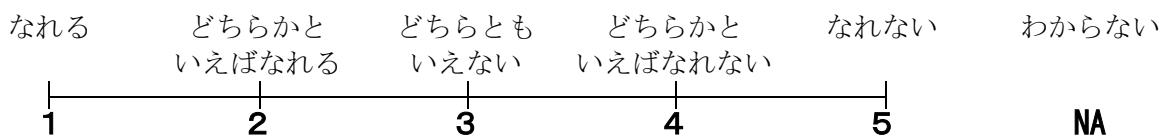


付問. もし日本が訴訟社会になるとしたら、あなたはそのことが望ましいと思いますか、望ましくないと思いますか。

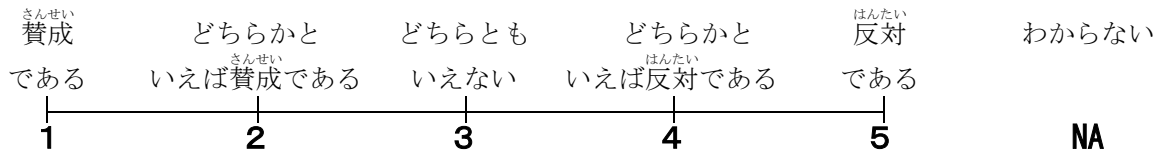


問24 現在の民事裁判では、被害者が法律違反者から損害賠償を受け取ることはできますが、刑罰を科したり謝罪をさせたりすることはできません。被害者の間には「法律違反を犯した者を民事裁判に訴えて謝罪をさせたい」という意見があります。これに関するあなたのご意見を以下の事項についてお聞きします。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。

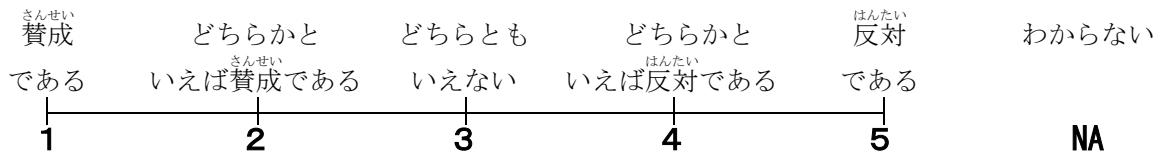
(1) あなたが被害者だったら、「相手が謝罪をしたなら民事裁判を起こさないで許す」という気持ちになれますか。



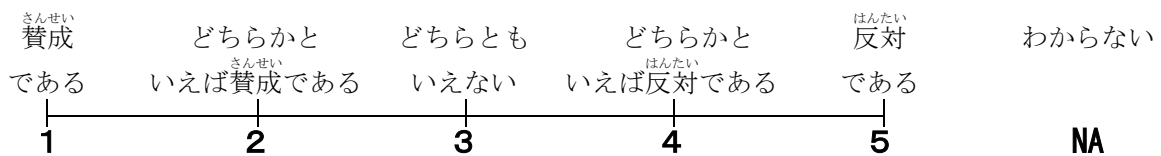
(2) あなたは「<sup>さいばんかん</sup>裁判官が<sup>ほうりついはんしゃ</sup>法律違反者に<sup>はんけつ</sup>判決で<sup>しゃざい</sup>謝罪を<sup>めい</sup>命じるべきである」という<sup>いけん</sup>意見に<sup>さんせい</sup>賛成ですか、<sup>はんたい</sup>反対ですか。



(3) あなたは「<sup>さいばんかん</sup>裁判官は、<sup>しゃざい</sup>謝罪をした<sup>ほうりついはんしゃ</sup>法律違反者には<sup>そんがいばいしょう</sup>損害賠償を<sup>げんがく</sup>減額するべきである」という<sup>いけん</sup>意見に<sup>さんせい</sup>賛成ですか、<sup>はんたい</sup>反対ですか。



(4) あなたは「<sup>さいばんかん</sup>裁判官は、<sup>しゃざい</sup>謝罪をしない<sup>ほうりついはんしゃ</sup>法律違反者には<sup>ちようばつてき</sup>懲罰的な<sup>そんがいばいしょう</sup>損害賠償をさせるべきである」という<sup>いけん</sup>意見に<sup>さんせい</sup>賛成ですか、<sup>はんたい</sup>反対ですか。



問25 この<sup>しつもんひょう</sup>質問票にこれまで<sup>こた</sup>お答え<sup>さい</sup>いただいた際に、あなたが<sup>ねんとう</sup>念頭においていた<sup>みんじ</sup>民事裁判にもっとも<sup>ちか</sup>近いものは、<sup>つぎ</sup>次の中のどれでしたでしょうか。もっとも近いもの1つに○を付けてお答えください。

- 1 <sup>こうつうじこ</sup>交通事故の<sup>そんがいばいしょう</sup>損害賠償をめぐる<sup>さいばん</sup>裁判
- 2 <sup>こうつうじこ</sup>交通事故以外の<sup>じこ</sup>事故の<sup>そんがいばいしょう</sup>損害賠償をめぐる<sup>さいばん</sup>裁判
- 3 <sup>やちんちだい</sup>家賃や地代の<sup>と</sup>取り立て、<sup>しほら</sup>支払い、<sup>へんこう</sup>変更をめぐる<sup>さいばん</sup>裁判
- 4 <sup>とち</sup>土地や<sup>たても</sup>建物をめぐる<sup>さいばん</sup>裁判（<sup>しょゆうけんかくにん</sup>所有権確認、<sup>あ</sup>明け渡し、<sup>とうき</sup>登記など）
- 5 <sup>か</sup>貸した<sup>かね</sup>お金の<sup>と</sup>取り立てや、<sup>か</sup>借りた<sup>かね</sup>お金の<sup>へんさい</sup>返済に関する<sup>かん</sup>裁判
- 6 <sup>う</sup>売ったり、<sup>か</sup>買ったりしたものの<sup>だいきん</sup>代金についての<sup>さいばん</sup>裁判
- 7 <sup>だいきん</sup>クレジットやカード代金についての<sup>さいばん</sup>裁判
- 8 <sup>けいやく</sup>契約を守らないことによる<sup>そんがいばいしょう</sup>損害賠償をめぐる<sup>さいばん</sup>裁判
- 9 <sup>りこん</sup>離婚をめぐる<sup>さいばん</sup>裁判
- 10 <sup>そうぞく</sup>相続をめぐる<sup>さいばん</sup>裁判
- 11 <sup>はんざいようぎしや</sup>犯罪容疑者を<sup>そつ</sup>訴追する<sup>さいばん</sup>裁判
- 12 その他（<sup>た</sup>具体的に：)



☆最後に、あなたご自身についてお教えてください。お差し支えのない範囲でお答えください。

F 1 あなたの生年をお教えてください。西暦または元号を用いてお答えください。

西暦  年

( 1 明治  年  
2 大正  年  
3 昭和  年 )

F 2 あなたの性別をお教えてください。

- 1 男性  
2 女性

F 3 あなたの現在の職業と、あなたの仕事内容が法律に関連しているかどうかについて、うかがいます。

(1) あなたの現在の職業は何ですか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- 1 農林漁業の自営業（経営者または従事者）
- 2 商業・工業の自営業（経営者または従事者）
- 3 その他の自営業（経営者または従事者）  
(内容をご記入ください：)
- 4 管理的職業の従業員（会社員・公務員・店員など）
- 5 販売的職業の従業員（会社員・公務員・店員など）
- 6 技術的職業の従業員（会社員・公務員・店員など）
- 7 労務的職業の従業員（会社員・公務員・店員など）
- 8 事務的職業の従業員（会社員・公務員・店員など）
- 9 教員
- 10 専門職業（医師、弁護士など）
- 11 パート
- 12 専業主婦・主夫
- 13 学生
- 14 無職
- 15 その他（内容をご記入ください：)

(2) あなたは、これまでに、法律に関わる仕事をした経験がありますか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 法務部・法務課・法規室など、法律事務に直接関係する部門で仕事をした経験がある
- 2 営業・販売・製造など、通常の仕事を行うなかで、法律に関わった経験がある
- 3 仕事上で法律に関わった経験はない
- 4 わからない

F 4 あなたの最終卒業校（在学中の方を含みます）をお教えてください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。（専門学校は含めずにお答えください。）

- 1 学校歴なし
- 2 小学校、中学校（旧制高等小学校を含む）
- 3 高等学校（旧制中学、旧制工業・商業・農業学校、高等女学校を含む）
- 4 短期大学、高等専門学校
- 5 大学（旧制高等学校、旧制高等専門学校、師範学校を含む）
- 6 大学院
- 7 わからない

F 5 あなたは、現在または過去に、法律に関する勉強をされた経験がありますか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- 1 大学の法学部系の学部あるいは大学院で法律を勉強したことがある
- 2 大学の法学部系以外の学部あるいは大学院で法律を勉強したことがある
- 3 大学以外で法律を勉強したことがある（独学を含む）
- 4 法律を勉強したことはない
- 5 わからない

F 6 生計を共にされているご家族はあなたご自身を含めて何人ですか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1 一人（あなただけ） | 4 四人      |
| 2 二人        | 5 五人      |
| 3 三人        | 6 六人以上（人） |

F 7 生計を共にされているご家族（単身の場合はあなたご自身）の収入は全部でどのくらいになりますか。昨年1年間の税込みでお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1 なし            | 6 750万円～1000万円未満  |
| 2 70万円未満        | 7 1000万円～1250万円未満 |
| 3 70万円～250万円未満  | 8 1250万円～1500万円未満 |
| 4 250万円～500万円未満 | 9 1500万円以上        |
| 5 500万円～750万円未満 |                   |

F 8 生計を共にされているご家族（単身の場合はあなたご自身）を含めて、固定資産（土地・建物）、預金・株券などの総資産は、金銭換算でどのくらいお持ちですか。なお、ローンの残金がある場合は、それを差し引いてお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- |   |                 |   |                 |
|---|-----------------|---|-----------------|
| 1 | 1000万円未満        | 4 | 5000万円～7000万円未満 |
| 2 | 1000万円～3000万円未満 | 5 | 7000万円～1億円未満    |
| 3 | 3000万円～5000万円未満 | 6 | 1億円以上           |

F 9 あなたのご住所から、地方裁判所までは、どのくらいの時間がかかりますか。あなたが通常使う交通手段でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- |   |            |   |           |
|---|------------|---|-----------|
| 1 | 30分以内      | 5 | 2時間～3時間未満 |
| 2 | 30分～1時間未満  | 6 | 3時間以上     |
| 3 | 1時間～1時間半未満 | 7 | わからない     |
| 4 | 1時間半～2時間未満 |   |           |

※ 民事裁判制度やこのアンケートについて、他にご意見・コメント等がございましたら、下の枠内にご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

(第 8650 号)
